カヌー等提供業届出者等（R8.4.1～）

1　カヌー等の種類について（条例第２条第11号概要）

カヌー等とは、ろかいを持って運転し、かつ、スポーツ又はレクリエーションの用に供する船舶等で以下のようなものをいう。

特定カヌー等（カヌー、カヤック、ＳＵＰ）、その他これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具（爬龍船、サバニ等）

※　プレジャーボート提供業既届出者は２年間の経過措置期間あり

2　カヌー等提供業届出者等の事故防止の措置（条例第21条第１項概要）

⑴　風速、風向等の気象又は波高、潮流等の海象により、正常な航行が阻害され、漂流、転覆その他の危険が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。

⑵　漂流物、工作物等の物件により、正常な航行が阻害されたり、衝突等の危険が生じるおそれがあると認められる場所でカヌー等を利用させないこと。

⑶　利用者が飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な利用ができない状態にあると認められるときは、カヌー等を利用させないこと。

⑷　水難事故発生時に人命救助を行うために必要な水難救助員を置き、水難事故が発生した場合、人命救助を直ちに行うことができるようにすること。

⑸　特定カヌー等（カヌー、カヤック、ＳＵＰ）を利用させるカヌー等提供業届出者は事業所ごとに、カヌー等ガイドを置くこと。

⑹　特定カヌー等を利用者に利用させるときは、カヌー等ガイドに特定カヌー等を操縦させ、案内、監視及びカヌー等利用者に対する安全な航行のための指導その他必要な措置を行わせること。

⑺　水難事故が発生した場合において直ちに使用できるような方法で、救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えること。

⑻　カヌー等利用者の名簿及びカヌー等ガイドの名簿を備え、これに必要な事項を記載すること。

利用者氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、当日の健康状態、利用日時、利用場所及び案内等を行うカヌー等ガイドの氏名（特定カヌー等を利用させる場合に限る）※　１年保存

（施行規則第24条第１項）

⑼　カヌー等利用者に救命胴衣を着用させること。

⑽　風速、風向、波高及び潮流の状況その他の安全な航行に必要な情報を提供すること。

⑾　航行予定海域の海水浴場、漁業施設、工事現場等の位置その他安全な航行に必要な情報を提供すること。

⑿　カヌー等に係る水難事故が発生したことを知ったときは、直ちに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報すること。

⑴～⑾は勧告対象、⑿は罰則あり
※　全て行政処分（業務停止等）の対象となります。

３　カヌー等提供業届出者等の事故防止の措置

（条例第21条第２項概要）※　努力義務

⑴　カヌー等に係る水難事故を防止するため、必要な航行上の遵守事項を定め、これをカヌー等利用者に遵守させること。

①　悪天候で危険であると認めるときには、出航を差し控えること。

②　漂流物、工作物等と衝突するおそれがある場所において航行しないこと。

③　酒気を帯びた状態又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態でカヌー等を操縦しないこと。

④　航行中は、救命胴衣を着用すること。

⑤　海域等利用者や他の船舶等に著しく危険を及ぼすような方法で航行しないこと。

⑥　他の船舶等の直前直後を横断しないこと。

⑦　みだりに他の船舶等に接近したり、他の船舶等の周囲で蛇行しないこと。

⑧　航行中天候が急変したとき等航行に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所に避難するとともに、事業者にその旨を連絡すること。

⑨　特定カヌー等を操縦する場は、カヌー等ガイドの指示又は指導に従うこと。

⑩　警察官、カヌー等提供業者等の指導・助言に従うこと。

（施行規則第25条）

⑵　利用者又はカヌー等ガイドと事業所との緊急連絡のための通信手段を確保すること。

⑶　利用者に対し、航行により人の死傷又は物の損壊があったときは、直ちにその負傷者を救護し、水上における危険を防止する等必要な措置をとるとともに、その旨を速やかに最寄りの警察署、交番等の警察官に通報するよう指導すること。

⑷　水難救助員、カヌー等ガイドに対し、毎年１回以上、水難救助やガイドに関し必要な知識及び技能の向上を図るための講習を受講すること。

⑸　カヌー等提供業届出者の事業に従事する者の知識及び技能の向上を図ること。

４　カヌー等提供業届出者等の事故防止の措置　※　新設

（条例第21条第３項概要）

カヌー等提供業届出者は、利用者が外国人であるときは当該外国人の理解に資する措置をとるよう努めなければならない。

※　２の⑴～⑶及び⑺～⑼並びに３の⑴及び⑶に関する内容について、外国人が理解できるようにする。

５　公安委員会（警察署地域課）への届出（条例第16条）

事業を廃止した場合や届出事項（事業所の所在地、水難救助員、カヌー等ガイド等）に変更があった場合、その日から起算して10日以内に届けなければなりません。

※　罰則あり（条例第44条第２項第３号、10万円以下の罰金）